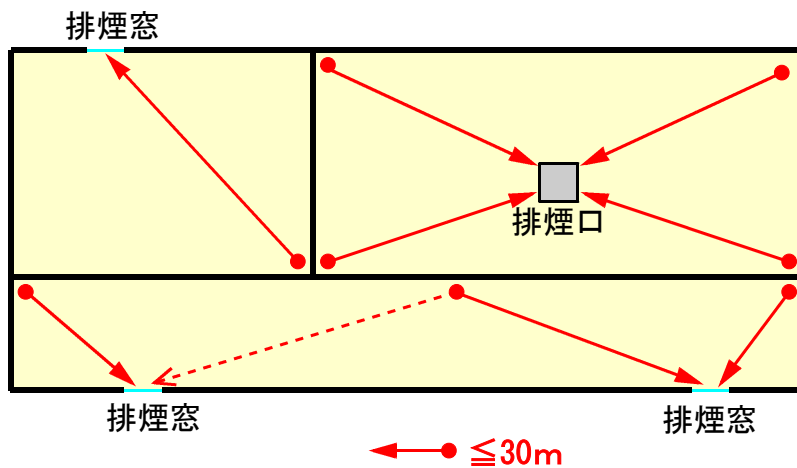


## 排煙設備の設置



### 防煙区画部分内における排煙口の位置（令第126条の3第1項）

- ・ 防煙区画部分内のどの部分からも排煙口の一に至る水平距離**30m以内**
- ・ 天井又は壁の上部から80cm以内
- ・ 直接外気に接する又は排煙風道に直結

### 廊下の排煙設備の設置免除（平成12年建設省告示第1436号第四号ニ(2)）

- ・ 廊下を「室」として取り扱い、**床面積が100㎡以下で防煙壁により区画されたものは設置が免除される。**
- ・ 上の規定は、**100㎡以下の室に適用**できるものであり、**100㎡を超える室(廊下)を100㎡以内ごとに防煙壁で区画しても適用できない。**

（日本建築行政会議）

※防煙区画部分：床面積500㎡以内ごとに防煙壁で区画された部分

防煙壁：間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁等